

官報

号外 昭和二十六年二月十一日

○第十回衆議院會議録第十一号

昭和二十六年二月十日(土曜日)

議事日程 第十号

午後一時開議

第一 米穀運同胞の引揚促進並び

に実体調査に關し因際連合に請
章を表明することに關する決議
案(若林義孝君外二十七名提出)

(委員金澤省略要求事件)

第二 行政書士法案(本院提出、
參議院回付)

第三 郵政事業特別会計の歳入不
足を補てんする為めの一般会計
からする繰入金に關する法律案

(内閣提出)

第四 厚生保險特別会計法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

第五 アルコール専売事業特別会
計から一般会計への納付の特例
に關する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出)

本日(の)會議に付した事件

米国の食糧輸出禁止対策に關する
緊急質問(足鹿覺君提出)

日程第一 米穀運同胞の引揚促進

並びに実体調査に關し因際連合
に請章を表明することに關する
決議案(若林義孝君外二十七名
提出)

日程第二 行政書士法案(本院提
出、參議院回付)

日程第三 郵政事業特別会計の歳
入不足を補てんするための一般
會計からする繰入金に關する法
律案(内閣提出)

日程第四 厚生保險特別会計法の
一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第五 アルコール専売事業特
別會計から一般会計への納付の
特例に關する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出)

社会教育法の一部を改正する法律
案(内閣提出、參議院回付)

公立学校の教育公務員と地方公共
団体の議員との兼職についての
臨時措置に關する法律案(參議
院提出)

農地調整法等の一部を改正する法
律案(内閣提出)

午後三時三十分開議

○議長(幣原重喜郎君) これより會議
を開きます。

米国の食糧輸出禁止対策に關する
緊急質問(足鹿覺君提出)

○議長(幣原重喜郎君) 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわち、足鹿
覺君提出、米国の食糧輸出禁止対策に
關する緊急質問をこの際許可せられん
ことを望みます。

○議長(幣原重喜郎君) 昭永君の動議
に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原重喜郎君) 御異議なしと
認めます。よつて日程は追加せられま
した。

米国の食糧輸出禁止対策に關する緊
急質問を許可いたします。足鹿覺君。

〔足鹿覺君登壇〕

○足鹿覺君 私は、日本社会党を代表
いたしまして、アメリカ農務省が政府
手持ちの小麦等の外国向け輸出の二月
中における中止の措置を断りましたこ
とに關して、食糧の輸入確保對
策を中心とし、食糧問題につきまし
て、この際政府の所見をたださんとす
るものであります。

政府は、さきにドッジ公使の食糧統
制の継続を勧告いたしました。わゆる
ドッジ判例の趣旨に反し、麦類の統制
撤廃を内容とする当面の食糧政策を明
らかにしたのであります。その具
体的措置に關しましては、その後何らの
意思表示をすることもなく、今なお麦
類の自由販売対策を固執して、いたす
らに世上の不安を高めてつあるのであ
ります。思うに、政府が麦類の統制撤
廃を決定するに至りました根拠は、当
時外国食糧の輸入によつて、国内の需
要を十分にまかない得ると考えたこと
によるものと存するのであります。し
かるに、本年一月十日決定を見ました
外圍食糧の輸入計画は、米麦を合せ二
百五十三万二千トンでありまして、昨
年五月の計画に比し約五十万トンの減
少を来しておるのであります。その修
正輸入計画に對し、昨上半期におけ
る輸入実績はその約三五%にすぎず、
残余の六五%が本年の一月から六月ま
での間に輸入されなければ、需給計画
はまたもや破綻することとなるのであ
ります。

そこで、私のお伺ひしたい第一

点は、去る二月一日外電の報道いたし
ました、アメリカ農務省による政府手
持ち小麥等の外国向け輸出の二月中に
おける中止措置の影響についてであり
ます。この措置に關しましては、わが
國に對し全然無影響であると推測する
ものもありません。その真相がきわめて
把握しがたいので、一般によりますれ
ば、十万吨程度の影響があるとも伝
えられておるのであります。これら
につきまして、政府の所見はいかがで
あるでございましょうか。この措置によ
る直接的な影響のいかんを問はず、世
界輸出小麥の約半分を占めておるアメ
リカの小麥輸出が、かく何らかの制
限を受けるといふことは、世界食糧
貿易の今後のあり方について、きわめ
て重大なる事実を示唆するものである
と思ふのであります。これについて
安本長官、農林大臣の明確なる御所見
を承りたいと存する次第であります。

次に輸入資金の問題を見ますに、
現在のわが國の手持外貨は約六億ドル
の巨額に達するといふことも一つの案
題材料であるかのごとくいわれており
ますが、政府の不手ぎわなる輸入措
置の延延、外国商品の値上り等により
まして、その実質貨幣価値は下落して
いるのであります。しかもこの外貨と
して、順調に行けば本年六月ぐらいで使

点、去る二月一日外電の報道いたし
ました、アメリカ農務省による政府手
持ち小麥等の外国向け輸出の二月中に
おける中止措置の影響についてであり
ます。この措置に關しましては、わが
國に對し全然無影響であると推測する
ものもありません。その真相がきわめて
把握しがたいので、一般によりますれ
ば、十万吨程度の影響があるとも伝
えられておるのであります。これら
につきまして、政府の所見はいかがで
あるでございましょうか。この措置によ
る直接的な影響のいかんを問はず、世
界輸出小麥の約半分を占めておるアメ
リカの小麥輸出が、かく何らかの制
限を受けるといふことは、世界食糧
貿易の今後のあり方について、きわめ
て重大なる事実を示唆するものである
と思ふのであります。これについて
安本長官、農林大臣の明確なる御所見
を承りたいと存する次第であります。

次に輸入資金の問題を見ますに、
現在のわが國の手持外貨は約六億ドル
の巨額に達するといふことも一つの案
題材料であるかのごとくいわれており
ますが、政府の不手ぎわなる輸入措
置の延延、外国商品の値上り等により
まして、その実質貨幣価値は下落して
いるのであります。しかもこの外貨と
して、順調に行けば本年六月ぐらいで使

点、去る二月一日外電の報道いたし
ました、アメリカ農務省による政府手
持ち小麥等の外国向け輸出の二月中に
おける中止措置の影響についてであり
ます。この措置に關しましては、わが
國に對し全然無影響であると推測する
ものもありません。その真相がきわめて
把握しがたいので、一般によりますれ
ば、十万吨程度の影響があるとも伝
えられておるのであります。これら
につきまして、政府の所見はいかがで
あるでございましょうか。この措置によ
る直接的な影響のいかんを問はず、世
界輸出小麥の約半分を占めておるアメ
リカの小麥輸出が、かく何らかの制
限を受けるといふことは、世界食糧
貿易の今後のあり方について、きわめ
て重大なる事実を示唆するものである
と思ふのであります。これについて
安本長官、農林大臣の明確なる御所見
を承りたいと存する次第であります。

次に輸入資金の問題を見ますに、
現在のわが國の手持外貨は約六億ドル
の巨額に達するといふことも一つの案
題材料であるかのごとくいわれており
ますが、政府の不手ぎわなる輸入措
置の延延、外国商品の値上り等により
まして、その実質貨幣価値は下落して
いるのであります。しかもこの外貨と
して、順調に行けば本年六月ぐらいで使

点、去る二月一日外電の報道いたし
ました、アメリカ農務省による政府手
持ち小麥等の外国向け輸出の二月中に
おける中止措置の影響についてであり
ます。この措置に關しましては、わが
國に對し全然無影響であると推測する
ものもありません。その真相がきわめて
把握しがたいので、一般によりますれ
ば、十万吨程度の影響があるとも伝
えられておるのであります。これら
につきまして、政府の所見はいかがで
あるでございましょうか。この措置によ
る直接的な影響のいかんを問はず、世
界輸出小麥の約半分を占めておるアメ
リカの小麥輸出が、かく何らかの制
限を受けるといふことは、世界食糧
貿易の今後のあり方について、きわめ
て重大なる事実を示唆するものである
と思ふのであります。これについて
安本長官、農林大臣の明確なる御所見
を承りたいと存する次第であります。

昭和二十六年三月三十一日
第三種郵便物認可

い果し、あとは輸出による外貨資金の取得に制約されるを得ない状態になることは明らかであります。しかるに、わが国の貿易は加工貿易方式を基本とせざるを得ないのでありますから、この加工に必要な原材料の輸入が絶対に不可欠でありまして、むしろ輸入資金はこの方面に優先的に充てられることが必要であり、早速食糧輸入との間に強い競合関係が成立せざるを得ないのであります。しかも昭和二十五年における貿易輸入量の四四％は、今なおアメリカの援助輸入に依存しておる実情であります。援助資金の削減ないし停止は遠からず予想されるのであります。政府は、加工原材料の輸入と競合しつつ、なおかつ十分なる食糧を輸入するに足る商業資金の調達について、はたして成算を持つておられるのかどうか、大蔵大臣の真摯なる御所見を承りたいと存するものであります。

第三に、私は輸入価格の高騰を指摘したいのであります。ここに一例として、昭和二十六会計年度予算案作成に際し輸入補給金の算定に政府が使われた小麦の価格と、その後の値上りとの比較を申し上げますと、アメリカ小麦九十七ドルが現在は百七ドル

アルゼンチン小麦が九十四ドルから百二十二ドルと、約一〇％ないし二〇％の値上りを示しておるのであります。今輸入資金を固定して考えますと、小麦の現実の輸入は値上り分だけ減少せざるを得ないし、また輸入補給金を固定して考えますならば小麦の輸入が予定通り行われました場合には、輸入小麦の配給価格はそれだけ高騰して、民生の安定を脅かすこととなざるを得ないのであります。政府は、かかる事態に際し、外資買付資金及び輸入補給金を増額する補正予算の用意を持つておられるやいなや、または価格の高騰に反比例いたしまして、その輸入数量を削減せられるつもりなりや、安本長官、大蔵大臣に對し、それ／＼御所見を承らんとするものであります。

次に重要な問題といたしましては、船腹の不足があげられると思ひます。現在世界的な船腹不足を反映いたしまして、運賃の値上りはなほだしく、朝鮮事實前と比較いたしますならば五割ないし六割の値上りになつておるのであります。これが対策として新造船計画その他が考慮せられつつあるようでありますが、これが達成には五百億圓ないし六百億圓の資金を要します。かつ技術的にも、自國船の急激な増大は、先

般に決断案が可決されましたけれども、なか／＼困難であらうと存じます。つまり輸送の面からも食糧の輸入は著しく制約を受けるのではないかと考えられるのであります。経済安定本部長官の、この点についての御所見を承りたいと存するのであります。

次に食糧の供給状況と買付競争について言及いたしますならば、東南アジアにおける米はもとより、四大輸出國その他の小麦の供給力も、目前において述べましたように、アメリカ小麦の輸出中止の措置その他によりまして、かなり弱体化しているのでありまして、これに對し、逆に世界各國の輸入買付競争は一段と激化しておるのであります。わが國の外國食糧輸入に一層の困難を加へつつあることは申すまでもありません。

穀輸入のかかる悪条件にもかかわらず、政府はなおかつ麦類の統制を推進するの舉をあたへなそうとしておるのであります。かりに現在の客観条件におきまして麦類の統制が推進されるといたしますならば、そこに、いかなる事態が発生いたすことでありましようか。これについて特に政府の反省を求めると同時に、農林大臣の責任ある御回答を願わしいと思ふのであります。(拍手)

以上、これを要約して結論的に申し上げますならば、政府の外國食糧依存政策の前途は決して樂觀を許さないと云ふことであります。これらの悪條件の克服に對して、政府は目下いかなる対策を有しておられるや、われ／＼の最も憂慮し、かつ間かんとおとるところでありますので、関係大臣からそれ／＼明快なる御答弁を求めんまするものであります。(拍手)しかも、食

糧輸入のかかる悪条件にもかかわらず、政府はなおかつ麦類の統制を推進するの舉をあたへなそうとしておるのであります。かりに現在の客観条件におきまして麦類の統制が推進されるといたしますならば、そこに、いかなる事態が発生いたすことでありましようか。これについて特に政府の反省を求めると同時に、農林大臣の責任ある御回答を願わしいと思ふのであります。(拍手)

まず生産者の立場からいたしますならば、麦類の供給不足による食糧供給の逼迫によりまして、米に對する供給が強化せられることは、ほとんど必至の情勢であらうかと存するのであります。農林大臣は、衆議院の江田君に對する答弁に際しまして、また予算委員会におきましても、しばしば農家保有米がたふつておると放言をされておりますが、農林大臣は、この御言質の立場から米の追加供用をおやりになる考えがあるのであります。その御構想について承りたいと存するのであります。このため特に單作地帯の生産者のこころをなやます悪影響は、きわめて大なるものがあると思ふものであります。しかも、この状態が早急に解消せられないことは明らかであります。主食の大宗である麦類が再び統制の対象になることは必至であらうかと思われまので、この再統制の移行による混乱は、當然農家の作物組成等、農業経営及び農家経済に少なからぬ悪影響を及ぼすことになるのは必至であります。その責任はあげて政府にあると私は申し上げたいのであります。(拍手)

しかし、最も手痛い打撃をこうむるものは、いふまでもなく消費者大衆であります。主食用としての麦類の出まわりは減少し、あるいは偏在を来して、価格は騰貴し、価格体系のバランスは破壊され、思惑取引が再現し、國民食糧の安定は危うくされるものと思われるのであります。かかる社会不安の醜態に對しまして、政府當局は、外資あるいは内資の手持ち分によつて適切な価格操作を行い、善処するやに仄聞いたしておるのであります。しかし先ほどすでに申し述べました通り、外資の輸入に對しては多くの制約があることは自明であり、また國內産麦の政府買入れも、価格が騰貴費を保証し、かゝる実需者の買付する価格に比し有利なものである場合においてのみ予定の数量を把握することができるのであります。私の考えますところで

は、思ひ切つた二重価格でも採用しない限り、要類、特に大麥、裸麥の予定量の買入れ先送は、はなはだ疑問であると思ふのであります。はたしてその自信ありやいなや、特に農林大臣におたしをいたしたいと思ふのであります。

最後に、簡単なが本問題に対する私見を申し上げます。第一に、主食の国内自給度の向上こそ緊急の要務であり、このためには価格の適正化、特に要類については現行対米価比率を維持することが絶対必要であると同時に、米麦に對して民主的かつ計画的な國家管理を實施して、生産者を十分に安んじて増産に努めしめ、一方適切な消費規定を施行し、主食最低二合七勺を維持することが必要であると考えざるを得ないが、この点について政府の眞摯なる所見を承らんといたすものであります。以上をもつて私の質問を終りたいと存じます。(拍手)

【國務大臣廣川弘毅君答復】
○國務大臣(廣川弘毅君) 私に關する方面のみをお答へ申し上げます。輸入状況、買付その他については本長官からお答へになるものでありますから、これを略します。

麥の統制を廃止して影響をだん／＼とお尋ねであります。私どももいたしましては、三相會議で決定いたしました通り、麥の統制はこの七月から廃止する予定でおるのであります。その統制を廃止すると、非常に食糧事情が混乱するのではないかとのお話であります。米はやはり統制を續けて参りますので、基礎の米をその程度に置きすておきますれば、麥の需給というものは決してそう悪くなるとは私は考へていないのであります。

それからまた、食糧の自給度を高める上において農産物の価格を上げなくちやならぬのではないかとのお話であります。われ／＼は自給度を高めるために米の価格を上げたのであります。また麥につきましても最低価格をきめてありますので、これより下ることとはありませんから、われ／＼は安心いたしておるのであります。またこの前申し上げた通り、いもの統制をはずしましてから、いもの価格が非常に上つておりますので、それだけ農家に利益を與えておるのであります。自給度を高める上について、麥の統制はすすことによつて必ず貢獻するものと信じておるのであります。

それからまた、米、麥等の主食の問題について二重価格制をとる用意があるかというお話であります。現在のところ、とる考へは持つておりません。しかし、再来年度等におきましては、食糧庁その他に關する費用については私は別に考へたいと思つておる程度であります。(拍手)

【國務大臣岡東英雄君答復】
○國務大臣(岡東英雄君) お答へいたします。二月一日の米國農務省の発表ということを外電が伝えておりますが、これに關しましてはまだ公電を入手しておりません。總司令部等に対して、ただししておりますが、その方におきましても、今日までのところまだ確実な報告を入手いたしておらずであります。しかし、かりにこれが正確なものといたしまして、政府手持ちの小麥といふことは、おそらくCCC、商品金融機構の手持ちの小麥をさしておると思ひますが、今日まで二月中に積出しを予想されておる民間輸入のものは、このものに關係はございませんから、約十萬トンは別に心配はございません。また援助資金によつての九萬トンの問題も、これは米國陸軍省が買ひ上げて出すものでありますから、直接にはこれと關係がございません。

で、心配はないかと考えております。第二点の船舶の問題であります。この点については、御心配の点もつともでありまして、私どもも、これに對して愛を同じうするものであります。政府といたしましては、できるだけ船舶の増強に努めております。

現に民間におきましての買入れの船舶につきましては、すでに大体十隻ほど契約が成立しております。なお十一隻ほどは契約が進行中で、確実な見込みのあるものであり、その他七、八隻はこれから引合ひ中でありまして、民間の船舶につきましても、七隻ほどできかけております。その他につきましても、目下船舶等について懸命の努力を續けておりますので、この船による必要な食糧の輸入については萬全を期したいと考えておりますし、いろいろな場合におきまして國民の生活安定に必要な食糧の輸入については優先的に考へて行きたいと思ひますので、御心配することながら、ただいまの農務省の発表に關する限りにおいては直接に影響するところは少いと考えております。(拍手)

【國務大臣池田勇人君答復】
○國務大臣(池田勇人君) お答へ申し上げます。

輸入資金につきましては、食糧については御承知の食糧管理特別會計に潤沢なる資金を持つております。しかし食糧以外の加工原料材料につきましては、日銀のユーザンス制度あるいは市中金融でまかなつております。日銀のユーザンスも、最近では二千數百億円に上つておるのであります。輸入金融についての御心配はいらぬと思ひます。

次に、小麥の価格が上つたから、来年度において二百二十五億円の補助金では足りないのではないかと御懸念であります。お話の通り、輸入の小麥の価格は上つて参りました。これは主として穀貨の暴騰によるのであります。従いまして、私は、できるだけ日本穀をふやすようにし、しかし小麥協定に入りましたならば相當安が安くなりますので、小麥協定に入るように努力いたしておるのであります。ただいまのところ、御心配の程度のことではないと思ひます。(拍手)

第一 米船運同胞の引揚促進並びに米價調査に關する決議案を表明することに關する決議案(委員公審在案略要求事件)

案者林義孝君外二十七名提出

案者林義孝君外二十七名提出

○議長（幣原重貳郎） 日程第一は提出者より委員会の審査省略の申出があります。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（幣原重貳郎） 御異議なしと認めます。

日程第一、未船還同胞の引揚促進並びに実体調査に關し國際連合に謝意を表明することに関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨を明瞭を許します。若林義孝君。

未船還同胞の引揚促進並びに実体調査に關し國際連合に謝意を表明することに関する決議案

未船還同胞の引揚促進並びに実体調査に關し國際連合に謝意を表明することに関する決議案

い、終戦以來五年有余にわたる連合国の終始変らない好意は、日本國民として衷心より感謝に堪えないところである。

さきに第七回國會において、「未船還同胞の引揚促進並びに実体調査等」を國際連合を通じて行うことを懇請する決議」が議決されるや、連合國軍總司令部は、直ちにその趣を國際連合に伝達せられ、且つ、戦時捕

虜問題の審議に際しては、特にわが國民代表三名をオブザーバーとして出席を許されたことについては日本國民の感銘殊に深いものがある。

第五回國際連合總會において、戦時捕虜問題を人道上の見地から広く國際的平和的に解決するための措置が採られたことにより、國民はひとしく感激を新たにし、既にその肉親との再會に光明を失つていた留守家族は更に希望を新たにするに至つた。

國民はこの國際連合總會の決定が捕虜問題を平和的に解決する最後の途であることを信じ、一すじに今後の成行に絶大の期待をかけている。この措置によつて、未船還同胞及び抑留中死亡した者についての調査が今後綿密に進められ、且つ、残留者の船還が一日も速やかに完了することは日本國民の念願である。

本院はここに院議をもつて、わが國民を代表し、世界の平和及び基本的人権と自由の擁護の高い理想に基く國際連合の努力に対し深甚なる感謝の意を表明する。

右決議する。

した未船還同胞の引揚促進並びに実体調査に關し國際連合に謝意を表明することに関する決議案につきまして、提案の趣旨を明瞭いたします。

まず案文を朗讀いたします。

未船還同胞の引揚促進並びに実体調査に關し國際連合に謝意を表明することに関する決議案

同胞引揚に關する諸問題解決について、終戦以來五年有余にわたる連合国の終始変らない好意は、日本國民として衷心より感謝に堪えないところである。

さきに第七回國會において、「未船還同胞の引揚促進並びに実体調査等」を國際連合を通じて行うことを懇請する決議」が議決されるや、連合國軍總司令部は、直ちにその趣を國際連合に伝達せられ、且つ、戦時捕虜問題の審議に際しては、特にわが國民代表三名をオブザーバーとして出席を許されたことについては日本國民の感銘殊に深いものがある。

第五回國際連合總會において、戦時捕虜問題を人道上の見地から広く國際的平和的に解決するための措置が採られたことにより、國民はひとしく感激を新たにし、既にその肉親との再會に光明を失つていた留守家族は更に希望を新たにするに至つた。

國民はこの國際連合總會の決定が捕虜問題を平和的に解決する最後の途であることを信じ、一すじに今後の成行に絶大の期待をかけている。この措置によつて、未船還同胞及び抑留中死亡した者についての調査が今後綿密に進められ、且つ、残留者の船還が一日も速やかに完了することは日本國民の念願である。

本院はここに院議をもつて、わが國民を代表し、世界の平和及び基本的人権と自由の擁護の高い理想に基く國際連合の努力に対し深甚なる感謝の意を表明する。

右決議する。（拍手）

海外残留者の引揚げは、終戦直後より引続き行われたのでありますが、集団引揚げにつきましては、昨年二月シベリア方面よりの引揚げが行われまして以來まったく中止せられ、三十万を越えする未船還者の消息は、そのときからまったく留守宅にもたらされることなく、留守家族の不安動搖は極度に達しておるであります。かような状況におきまして、引揚げの促進並びに残留者と死者の実情調査につき、もはや國際連合に訴えるのはかききに至り、昨年、第七回國會の末期五月二日、本院におきまして、未船還同胞の

引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議が、大多數の賛成をもつて議決されたのであります。本決議は、連合國軍總司令部の好意により、ただちに國際連合に傳達せられ國際連合におきましては、各段階の種々なる経緯を経て、遂に去る十二月十四日、捕虜問題の平和的解決のための措置なる決議が、總會におきまして、大多數の賛成を得まして採択せられるに至つたのであります。この間、英、米、露三國の特別な努力、その他諸國の消息は、連合國の好意により特に國際連合にオブザーヴァーとして出席を許されました國民代表から、本院の海外同胞引揚に關する特別委員会に対して、きわめて詳細なる報告があつたのでありますが、この報告から推測いたしますと、國際連合がわが未船還同胞の問題に了解を深め、いよいよ真剣にこの問題の解決に乗り出して参つたことは明らかであります。國民諸君とともに、まことに感銘深き事柄であると信ずる次第なのであります。

この國連總會における決議におきましては、その文中にありますが通り、今なお捕虜を抑留している諸政府に対し、これをすみやかに船還せしむべき

ことを要するとともに、本年四月三十日までには今なお抑留中の俘虜、抑留中死亡したる俘虜の消息を公表することを要求した。かつこの捕虜問題とを平和的に解決するため、三人からなる特別委員会の設置を定めておるのであります。

あらためて申すまでもなく、私どもはこの問題は、今日のところ解決の緒についたばかりではありませんが、国連の手を通じて解決をはかることが、今日の日本として、もはや真に最後の手段であると確信しておるのであります。全国民、ことに留守家族は、国連のこの決議と、三人委員会の活動とに一道の光明を認め、これに全幅の信頼をかけるに至つておるのであります。

かように、わが国の捕虜問題が、国際連合の諸機関に真剣に問題とされて解決の方向が示されましたことは、わが国民の国家再建の努力が国連諸機関に認められ、国際的の仲間入りの第一歩を踏み出したことになるのであります。その基礎をなすものは、わが国民が終戦以來ボツダム宣言を忠実に守り、ある場合には真に歯を食いしばつて耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍び、平和国家建設のために排った真剣

なる努力の結果にはかならないことは、特に申す必要はないとも存するのであります。

今回の捕虜問題に関する国連議会の決議は、その冒頭にうたつてあります通り、問題を解決するにあたり、国際協力を達成し、すべての人に対する人権及び基本的自由の尊重を助長奨励するを目的とし、高遠なる理想に根柢を置くものであります。かような理想に導かれる方向をその進路とするわが国の努力、国民の真情にふたえたものであります。これは、実に感激にたえないものがあつて、もしそれ問題の調査のため国連よりわが国に調査員を派遣せられるがとき場合には、朝野をあげてこれに協力すべきであることを確信するものであります。かような国連の真剣なる努力に対し、留守家族のみならず、国民あげて感謝すべきであると信ずるのであります。

ここに本決議案が上程せられるにあたりまして、本案に対する諸君の心よりの御賛同を願つて趣旨の弁明を終ります。(拍手)

○議長(幣原重厚郎君) これより討論に入ります。高田富之君。

○高田富之君 私は、日本共産党を代

表いたしました。本案に反対の意を表明せんとするものであります。

先般非公式オブザーヴァーとして国連へ出られました中山君の御報告によりますれば、ルクセンブルグ、フランス、オランダなどの諸国は、この問題は相手国と個別に折衝すべきであるといふ考えを持つておつたのであります。またアラビヤ・ブロックにおきましても、本問題は政治的意図を持つものであるから、これを取上げれば戦争になる危険性があるといふようなことで、本案を取上げることを喜ばなかつたといふような様子があつたことを報告せられております。なお最後の採決のときにも、ソビエト同盟を初めとする五箇国がこれに反対し、インドを中心とする八箇国が棄権しておるといふことが報告されておるのであります。

中山君その他二君は、国連へ、ソ連地区になお三十七万人残つておるといふ説をひつさけて参られたのであります。が、不幸にして、われ／＼日本の国会議員は、だれ一人、まだこの三十七万残留説を裏づけるべき詳細な論拠と資料の発表を受けておらないのであります。昨年の十二月十一日、外務省の情報部から、ソ連地区からの未帰還者約三十七万のうち、八月三十一日現在に判明したのは三十一万六千三百三十九人であるといふ発表がありました。当時外務委員会におきまして、自由党の佐々木盛雄君から、この問題についてはい／＼と問題があるから、ぜひこの数字の内訳、残留地区別の内訳、その他納得の行くような発表を願いたいといふ、まことにこもつとも、かつ熱心な御要求がありました。ところが、これに對しまして政府当局は、これを拒否いたしました。その拒否した理由といはしまして、ただいま三人の

代表が国連へ行つておる、しかも各方面から見たら／＼な資料をたくさん持つて行つておるので、はたしてどの程度の数字を関係国に話されたか、まだ連絡がないので、今のところ発表を差控えたい、こゝ言うのであります。そこで私は、さらにこの問題につきましては、党派を越えて佐々木君に協力して、さらに強く発表をお願いしたのであります。だが、遂に政府から、できるだけ早く発表いたしました。といふような旨の回答がありました。ところが、その後待つておりました。一向に発表がない。そこで、実は昨日も引揚特別委員会におきまして、外務省局に對し、私は真剣に、これを即時発表して全国民の前に明らかにしてもらいたいといふことを要求いたしましたところ、外務省局は官を左右にして誠意を示さず、あまつさそ委員長は、横暴にも私の質問を中途で停止せしめるという暴挙に出ておるのであります。

しかるに、ソビエト同盟におきましては、御承知の通り昨年の四月二十日に、受刑並びに調査中のもの、その他合計二千四百六十七人を除く、總數五十二万四千九人の送還を完了せる旨発表いたしました。こゝ歸つていない

「と」呼ぶ者あり。もしこの数字が信用できないとおつしやるならば、ぜひとも私ども全体が納得できるように、これに對する政府発表数字の根拠と資料を即時発表する当然の義務があるのではありません。(拍手)私は、重ねて本議場において、政府が即時私どもを納得せしめる資料と、詳細なる発表あらんことを要求するものであります。

一休、こういうふうな問題を取上げます際に、常に人道上的見地云々を唱えられるのでありますけれども、現在までにすでに引揚げて来られた諸君が六百万円を越えておられます。これらの歸つて来られた諸君は、生業を失ひ、あるいは住むに家もない非常に困苦欠乏の中にありますのを、これをほとんど放擲して顧みず、あまつさそソビエト同盟から引揚げて来られた諸君に対しては赤のレッテルを張りまして、せつかく就職いたしました職場からレッド・パージによつて追放し、生きる權利まで剝奪しておるではないか。これが人道に許せる行為と言えますか。(拍手)従来、衆参兩院の引揚特別委員会あるいは審査特別委員会等におきまして、たとえば徳田要諦事件であるとか、その他いろいろの問題を取上げまして、反対、反共宣伝に身をやつして来られた。しかしながら考えてみますと、こういうことを取上げて大騒ぎをするときには、きまつて人民大衆が大きい高揚しようとするときをねらつた。これは明らかに一つの政治的策謀であつたと私どもは考えざるを得ません。(拍手)今日この決議案がここに上程されましたのも、思うにダレス特使の来訪の機会に因連に對する感謝をいたしまして、因連軍への協力、あるいは進んで新たななる反ソ、反共——への心機ををつくらんとするものであり、單獨議和を目ざす一つの政治的な企圖であると私は考えます。(拍手)かくのごときことは、ほんとは因連連合憲章に對する私は憤慨であると思ふ。私どもは、未歸還者の遺家族諸君の心境に對しましては諸君が芳らず深く同情してあります。(発言する者あり)これらの諸君に同情しますからこそ、二度と再び戦争を起すようなことのないように、われ／＼は断固として平和を守らんとするものであります。従つて私たちは、真に平和的な公正なる方法による引揚げ促進につきましては、今日まで常に先頭に立つて活動して参りましたし、今後また活動するものであることをはつきり断言いたしました。反対の討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は可決いたしました。

この際因連軍大臣から発言を求められております。これを許します。因連軍大臣林義雄君。

〔因連軍大臣林義雄君登壇〕

○国務大臣(林義雄君) ただいま御可決になりました決議につきましては、政府もまったく感でござります。この機会に、政府といたしまして今後さらに引揚げ問題解決のためにあらゆる努力をいたします決意のありますることを申し上げまして、この決議に對する政府の所信を披露いたします。(拍手)

第二 行政書士法案(本院提出、衆議院附付)

○議長(幣原喜重郎君) 日下第二、行政書士法案の衆議院附付案を議題といたします。

行政書士法案
右の役職提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條

によりここに附付する。
昭和二十六年二月七日
衆議院議長 佐藤 尚武
衆議院議員 幣原喜重郎君
〔字及び一は衆議院議決〕
行政書士法案の一部を次のように修正する。

(資格)

第三條 第四條の規定による行政書士試験に合格した者は、当該都道府県において行政書士となる資格を有する。

2 左の各号の一に該当する者は、いずれの都道府県においても、行政書士となる資格を有する。

一 行政書士となる資格を有する者
二 行政書士となる資格を有する者
三 公認会計士となる資格を有する者
四 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通過して八年以上、次條第一号に該当する者にあつては五年以上、にならる者

(登録)

第六條 行政書士となる資格を有する者は、行政書士となるには、その資格を有する都道府県において編纂する行政書士名簿に、住所、氏名、生年月日、事務所所在地その他の都道府県知事の定める事項につき、登録を受けなければならない。

2 行政書士の登録を受けようとする者は、法令の定めるところにより、登録手数料を当該都道府県に納めなければならない。

3 一の都道府県において行政書士の登録を受けようとする者は、同時に、他の都道府県において、行政書士の登録を受けることができない。

134 この法律に定めるものを除く外、登録の申請、登録事項の変更、行政書士名簿その他登録に關し必要な事項は、都道府県規則で定める。

145 〇〇第三條第一号の規定により行政書士となる資格を有する者は、行政書士の登録を受けた者は、やむを得ない事由がある場合に限り、第二條〇〇の規定にかかわらず、他の都道府県において、その都道府県知事の認可を受けることにより、行政書士となる資格を有することができる。

(登録の取消)

第七條 都道府県知事は、行政書士の登録を受けた者が左の各号の一に該当する場合に、その登録をまつ消ししなければならない。

一 第五條第二号から第五号までに掲げる事由の一に該当するに至つたとき。

二 前條第四項の規定により他の都道府県知事の認可を受け当該都道府県において行政書士の登録を受けたとき。

三、その業を廃止しようとする旨の届出があつたとき。
四、死亡したとき。
五、前條第三項の規定に違反して罰金を受けたるとき。

(行政書士でない者の取極)

第十九條 行政書士でない者は、報酬を得る目的で行政書士の業務を行つてはならない。

この法律に別段の定めがある場合及び正当の業務に附随して行つた場合は、この限りでない。

行政書士でない者は、行政書士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

附則

一 この法律は、昭和二十六年三月一日から施行する。

二 この法律施行の際、現に同じ職を一年以上第一條に規定する業務を行つてゐる者（第五條第一号から第四号までの一に該当する者を除く）で、同條に規定する業務を行つた年数を通算して三年以上になるものは、この法律の規定による行政書士とみなす。

三 前項の規定により行政書士とみなされた者は、この法律施行の日から二月以内に、その業務を行つてゐる都道府県において、第六條の規定に準じて都道府県知事が定めることにより、登録を受けなければならない。当該期間内に登録の申請をしない場合においては、当該期間経過後

は、前項の規定にかかわらず、行政書士の業務を行つてゐる者である限り、この法律の規定による認可を受けなければならない。当該期間内にその登録の申請をしない場合においては、当該期間経過後の日において、行政書士の資格を失ふ。

第二項に掲げる者を除く外、この法律施行の際現に第一條に規定する業務を行つてゐる者（第五條第一号から第四号までの一に該当する者を除く）は、この法律施行後一年を限り、行政書士の名称を用いてその業務を行つてゐる者である限り、この法律の規定による認可を受けなければならない。当該期間内にその登録の申請をしない場合においては、当該期間経過後の日において、行政書士の資格を失ふ。

この法律施行の際、現に第一條に規定する業務を行つてゐる者又は同條に規定する業務を行つた年数を通算して一年以上になる者は、この法律施行後三年を限り、第三條の規定にかかわらず、行政書士試験を受けることができる。

この法律施行の際、現に第一條に規定する業務を行つてゐる者のその業務に関する報酬の額については、第九條第一項の規定により都道府県知事が報酬の額を定めるまでは、従前の額をもつて同條同項の規定により定められた報酬の額とみなす。

この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

建設業特別会計については、この法律施行後、その分の間、建設業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に關する法律案外二件

地方自治法（昭和二十四年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。
第五條第十二号の次に次の一号を加える。
十二の二 行政書士に關する事項を定むるもの。

○議案（常任委員） 本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。
○議長（常任委員） 御異議なしと認めます。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第三 郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に關する法律案（内閣提出）
第四 厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第五 アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に關する法律の一部を改正する法律案、右三案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長夏堀三郎君。

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に關する法律案
郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に關する法律案

政府は、郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十六年度において、一般会計から、三十五億八千三百八十三万五千円を限り、この会計に繰り入れることができる。

政府は、前項の規定による繰入金については、後日郵政事業特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律

厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十八條ノ三の次に次の二條を加える。

第十八條ノ四 政府ハ本会計ノ健康保険事業ノ福祉施設費ニ充ツルタメ必要アルトキハ当分の間一般会計ヨリ予算ノ定ムル金額ヲ限リ業務勘定ニ繰入ルコトヲ得

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律昭和二十五年法律第二十号の一部を次のように改正する。

第一項中「アルコール専売事業特別会計において、昭和二十五年度末」を「アルコール専売事業特別会計において、当分の間、毎会計年度末」に、「昭和二十四年度末」を「当該年度の前年度末」に、「相当する金額は、昭和二十五年年度において」を「相当する金額を当該年度において」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔夏堀源三郎君等〕

○夏堀源三郎君 たいし、議題となりました郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案及びアルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

入金に関する法律案、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案及びアルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案の趣旨について申し上げます。

昭和二十六年度郵政事業特別会計予算におきましては、歳入総額五百七十一億七千七百二十四万五千円に對し、この会計固有の歳入額は五百三十五億九千三百四十二万円であります。差引三十五億八千三百八十三万五千円の歳入不足を生ずることになるのであります。これが、これは本特別会計の固有業務が公共的性格のものであるのかんがみまして、この料金が低廉になつております。関係上、給與改善等に要する経費の財源に不足を來すことになつたものであります。本会計におけるこの不足金に對しましては、総合均衡予算の建前からいたしまして、これを一般会計からの繰入金をもつて補填することにしたし、なおこの繰入金につきましては、この会計が独立採算制の建前で

あり、かつその経費の性質にかんがみまして、後日この会計の財政状況が健全な状態になりましたあかつきには、これを一般会計に繰りもどすことにいたしておるのであります。

次に厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

厚生保険特別会計におきましては、昭和二十六年度以降、結核患者用病床を増設いたしました。健康保険事業の福祉施設を拡充し、結核対策の充実を期したいと考えておるのであります。しかし、これに要します経費は、この会計の財源のみをもつてしては不足をいたしますので、従来の業務取扱ひに関する経費のほか、福祉施設の経費につきましても、一般会計からこの会計に繰入れることができることにいたさうとするのであります。次にアルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

アルコール専売事業特別会計におきましては、昭和二十五年度におきまして、この会計の同年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額が、昭和二十四年度末におけるそれらの資産の価額の合計額より減少しました。

た場合は、その減少額に相当する金額を、昭和二十五年度において、この会計から一般会計の歳入に納付し、当該減少額に相当するこの会計の固有資本を減少することになつておるのであります。昭和二十六年度以降におきましても同様の措置をする必要がありまので、今同様の改正をいたさうとするのであります。

これらの三法案は、いずれも一月二十五日、本委員会に付託され、同三十日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、同三十一日より二月七日に至る間ほとんど連日にわたり各委員より熱心な質疑を行い、大蔵大臣、郵政大臣、その他政府委員からそれら各々が、慎重審議を説いたのであります。その詳細に關しましては速記録に譲りたいと存じます。

次いで質疑を打ち切り、二月八日、討論採決に入りましたところ、まず郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案につきましては、三宅則義委員は自由党を代表し、宮腰委員は民主党を代表し、松尾委員は社会党を代表してそれら三黨の意を表せられ、竹村委員は共産党を代表して反対の旨討論せられました。

〔議長退席 副議長着席〕

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案及びアルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきましまして、三宅則義委員は自由党を代表し、天野委員は民主党を代表し、田中義之進委員は社会党を代表してそれぞれ賛成の意を述べられ、竹村委員は共産党を代表し、希望条件を付して賛成の旨討論をされました。次いで採決いたしましたところ、起立議員をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(若本健行君) 討論の通告があります。これを許します。新澤孝子君。

〔新澤孝子君登壇〕
「共産党は何でも反対するんやな」と呼ぶ者あり」

○新澤孝子君 日本共産党を代表いたしました。ただいま上程されました郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案に反対の意を表明するものであります。

ただいま反対の理由を申し述べるの

に對しまして、社会党の席からすらも、何でも反対するといふお声がございました。しかし、この給與を上げるためにといふことが主になつております。ところの本法案につきましましては、私どもは絶対に賛成することはできないのでございます。なぜならば、先第九臨時国会におきまして、これは淺井人事院總裁すらが、実施する自信を持たない給與であるといふことを強力に主張なすつたのであります。田村郵政大臣も、特に現業関係を持つておりますところの郵政におきましては、現業の事情を知らずに閣議において賛成したことは申訳ないといふことすら委員会で言明された給與法であります。

(拍手) 当然であるならば、第十通常国会におきましては、まずこの給與法から改正すべきであります。なぜ人事委員会を聞かない、なぜ労働委員会を聞かない、なぜ郵政委員会を聞かない、閣僚委員会は何ら聞こうといふところの誠意を見せず、突如として大蔵委員会にこの法案が出され、そして今日こゝに上程されたのであります。われわれは、こういう美名をもつて、労働者の給與を上げるためであるといふような、かかる美名のもとに、この間違つた給與法、実施の目算のないよう

千円も超過勤務手当をとるような係員が、下の現場の五百円しか手当をもらわないうような労働者に対して圧力を加えて来ているのであります。

さらに郵政省は、その貴重な一般会計から繰入れますような赤字の予算をもつて、給與増制度というものを確立するために講習会を開いておられます。この給與増制度が実施されますと、どういふふうになるかと申しますと、現に今実施されておるのであります。十分間遅刻いたしましたも一時間の遅刻になる。無闇で遅刻いたしましたときには、これも欠勤になります。早退した者も、無闇の場合は欠勤になる。欠勤といふのは、給與がもらえないのであります。つまり労働の完全な搾取であります。しかも居残りといふものと、それから命令遅といふものがあるのですが、この講習会におきましては、命令遅は、この予算の裏づけのない場合には支拂われないといふことが前提になつております。居残りといふものは給與で對付といつて講習をしているといふことであります。かかる不当な労働強化、ちようど、かつての大戦中にありましたやうな、かかる不当な労働強化、一番現場を守つておられます。これが原因であることか

ちの三、四、五、あるいは五、六、七、八、九、十、という人たちが、三千円、四千円あるいは五千円といふやうな、生活の保障もできない状態に置かれて、超過勤務をせざるを得ないやうな状態に追い込まれて行く、このやうな給與制度に對しましては、まずこのやうな欺瞞的な、一般会計から繰入れることによつて従業員の給與を保障するといふやうな法案を出す前に、すべからず給與法を改正すべきである、こゝういふやうな観点から、私どもは、こゝういふ賛成することができないのであります。

さらに第二の理由といたしましては、そも／＼郵政省の赤字の原因といふものは、どこにあるかと申しますれば、これは、あの倉庫費法案、つまり通信省を分割して独立採算にした、あの電通省、いわゆる吉田首相の言ふところの自衛と平和、これのために迅速に協力するといふ、この協力の最も重要な一つの機関として、完全にこれに協力させるためには、赤字になることがわかつておりながら、政府は電通省と郵政省に分離したのであります。この分離が最も赤字の原因になつておられます。これが原因であることか

ら取上げますところの税金を労働者の給與に持つて行つて支拂うということによつて、あの低賃金に傾み、首切りにおびえている従業員諸君と、さらに人民大衆を分離せまして、今給與ペーを上げてほしいという労働者の要求を粉砕しよう。諸君は、あの全官公の労働者の諸君を首切るときに、国民の税金の多いのは官吏が多いからだと言われた。しかるに、今はどうかとい

を得ないであらうのに、かかる法案をもつて欺瞞されて、これで屈服するといふことはできないと思うのであります。

以上三つの理由をもつて、本法案に反対の意を表明する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

まず日程第三につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長長の報告の通り可決いたしました。

次に、日程第四及び第五を一括して採決いたします。両案は委員長長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長長の報告の通り可決いたしました。(拍手)

最後に、郵便特別会計とか、あるいは預金部資金特別会計運用法というようなものが今後続々出されるそうでありますが、このような密かな国民の預貯金が、郵政省の要求であるところの、第五国会以来のあの決議がまったく無視されて、完全に大蔵省に支配され、郵政省はまったくの隷屬的な地位に置かれておることに對しまして、我々も官民ともに、與黨の諸君も郵政大臣もこれに對しては關心を

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

社会教育法の一部を改正する法律案、公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案、右両案を一括して議題となし、委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを求めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

社会教育法の一部を改正する法律案、公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案、右両案を一括して議題となし、委員長長の報告を求めます。文部委員会理事岡田君、門君。

社会教育法の一部を改正する法律案、公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案、右両案を一括して議題となし、委員長長の報告を求めます。文部委員会理事岡田君、門君。

社会教育法の一部を改正する法律案、公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案、右両案を一括して議題となし、委員長長の報告を求めます。文部委員会理事岡田君、門君。

社会教育法の一部を改正する法律案、公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案、右両案を一括して議題となし、委員長長の報告を求めます。文部委員会理事岡田君、門君。

社会教育法(昭和二十四年法律第

二百七号)の一部を次のように改正する。

目次中第一章 總則(第一條―第九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

九條)を第二章 社会教育主事及

第九條の四 左の各号の一に該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して、六

十二単位以上を修得し、且つ、

三年以上社会教育主事補の職又は官公僕若しくは社会教育関係

団体における文部大臣の指定する社会教育に関する職にあつた者で、第九條の五の規定によ

る社会教育主事の講習を修了したものである。

二 教育職員の普通免許状を有し、且つ、五年以上教育職員の職にあつた者で、第九條の五の規定による社会教育主事の講習を修了したものである。

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、且つ、大学において文部省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、一年以上社会教育主事補の職にあつたものである。

(社会教育主事の講習)

第九條の五 社会教育主事の講習は、教育に関する学科又は学部を有する大学が文部大臣の委託を受けて行ひ。

2 社会教育主事の講習に關し、前條

2 社会教育主事の講習に關し、前條

2 社会教育主事の講習に關し、前條

2 社会教育主事の講習に關し、前條

2 社会教育主事の講習に關し、前條

2 社会教育主事の講習に關し、前條

2 社会教育主事の講習に關し、前條

2 社会教育主事の講習に關し、前條

2 社会教育主事の講習に關し、前條

2 社会教育主事の講習に關し、前條

2 社会教育主事の講習に關し、前條

2 社会教育主事の講習に關し、前條

2 社会教育主事の講習に關し、前條

すべし科目、単位その他必要な事項は、文部省令で定める。
第二章を第三章とし、以下一章ずつ繰り下げる。

附 則

この法律は、教育公務員特例法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第 号）施行の日から施行する。

2 改正後の社会教育法第九條の四の規定の適用については、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）若しくは旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部省令で定めるこれらの学校に在籍する学校を卒業し、又は修了した者は、大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得した者とみなす。

3 この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置されるまでの間、改正後の社会教育法第九條の二第二項中「市町村の教育

委員会の事務局に」とあるのは、「市町村に、市町村の長の補助機関として、」と読み替えるものとする。

4 前項の市町村に市町村の長の補助機関として置かれる社会教育主事及び社会教育主事補は、教育委員会が設置されるまでの間、当該市町村の長が任命するものとする。

5 この法律施行の際、現に従前の規定による一級又は二級の社会教育主事の職にある者（都道府県社会教育委員会の事務局の一級又は二級の職員でこれに相当する職にあるものを含む。）及び市町村のこれに相当する職にある職員は、改正後の社会教育法第九條の四の規定にかかわらず、この法律施行後三年間は、社会教育主事となる資格を有するものとする。

6 左の各号に掲げる要件を具える者は、改正後の社会教育法第九條の四の規定にかかわらず、当分の間、社会教育主事となる資格を有するものとする。

一 教育事業、社会事業、児童福祉事業又は文部大臣の指定する社会教育に関係のあるその他の

事業に十年以上従事したこと。
二 年齢三十五年以上であること。

三 社会教育主事の採用志願者名簿を作成する都道府県教育委員会において社会教育主事となるのに十分な経験、識見を有する者である旨の認定をしたこと。

7 この法律施行の際、第五項の規定により社会教育主事となる資格を有する者は、別に許命を免せられない限り、社会教育主事となつたものとする。

8 この法律施行の際、現に従前の規定による三級の社会教育主事の職にある者は、別に許命を免せられない限り、社会教育主事補となつたものとする。

社会教育法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに添付する。

昭和二十六年二月七日

衆議院議長 佐藤 尚武
参議院議長 幣原 重徳

社会教育法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院添付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案

この法律施行の際現に公立学校の教育公務員で地方公共団体の議会の議員を兼ねている者は、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第九十二條第二項の規定にかかわらず、その議員の残任期間中、なお議員を兼ねることが出来る。

附 則
この法律は、昭和二十六年二月十三日から施行する。

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案

右の本院提出案をここに添付する。
昭和二十六年二月十日

衆議院議長 佐藤 尚武
参議院議長 幣原 重徳

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案（参議院提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔岡庭右エ門君發言〕

○岡庭右エ門君 たいま議題となりました社会教育法の一部を改正する法律案につきまして、本案の概要及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、去る二月七日、参議院より本院に送付せられ、文部委員会に付託となつたものでありまして、第五国会において制定されました社会教育法のうち、次の三点につき改正しようとするものであります。すなわち、社会教育法の第五條、第六條におきましては、教育委員会が社会教育に関し、果すべき仕事を列挙しておるのでありますが、その仕事を行うべき職員については、社会教育法には何らの規定がないのであります。また教育委員会法の中にも特別の規定がなく、わずかに教育委員会法施行令に社会教育主事に関する規定が見られるだけです。教育委員会の仕事は、大別すると学校教育と社会教育とに分けられるのでありますが、学校教育の分野におきます指

専ら事に關せずしては教育委員会、教育職員免許法、教育公務員特例法等に規定されてゐる。その施設、資格、身分の取扱いが明確にされてゐるのであります。社会教育の分野における社会教育主事に関する規定は全然規定がないのであります。しかも、指導主事の職務の重要性と、社会教育主事の職務の重要性とはまったく同等であつて、差別はないのであります。従いまして、社会教育法の中に社会教育関係者の設置、職務、資格に関する規定を、教育公務員特例法の中にその身分の取扱いを加えて明確にしたのであります。また、その第一の点は、社会教育主事及び社会教育主事を法律上の機関としたことであり、第二の点は、社会教育主事及び社会教育主事の職務を規定したのであります。第三の点は、社会教育主事及び社会教育主事補となるために必要な資格を新たに規定したものであります。以上が、本法案の改正の要旨であります。

次に、たゞいまだ議題となりました公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案につきまして、本案の概要及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、一月十日、衆議院より本院に送附され、文部委員会に付託となつたものであります。その内容は、従来教育公務員特例法第三十三條及びそれに基く教育公務員特例法施行令第十六條の規定によつて、公立学校の教育公務員は地方公共団体の議会の議員をその任期期間中は兼職ができません。となつておりましたところ、このたび地方公務員法の施行に伴ひまして、教育公務員特例法第三十三條及び同法施行令第十六條の効力を失ふことになりつたのであります。かようなことになりまして、従来の兼職議員は失格いたしますことになり、それはまた既得権の剥奪を意味することに相なりつたので、ここに本法案を提案いたしました。

以上が本法案の趣旨及び内容であります。

本委員会におきましては、慎重審議の結果、討論を省略いたしまして、全会一致をもつて可決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(若本信行君) ます社会教育法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(若本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案につき採決いたします。本案は委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(若本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(若本信行君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、農地調整法等の一部を改正する法律案を議題となし、委員長報告を求め、その審議を進められんことを仰ぎます。

○副議長(若本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられしました。

農地調整法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長千賀康治君。

農地調整法等の一部を改正する法律案

農地調整法等の一部を改正する法律

第二條 農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條ノ八中「第三十四條第一項第三項乃至第六項」を「第三十四條」に改め、同條の表中

第十條第二項前項各号

農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)第十五條ノ三第一項

第十條第二項前項各号

農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)第十五條ノ二第二項

第三十四條ノ三分の二に達したとき

農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分ごとに委員の数が当該区分の委員の定数の二分の一に達しなかつたとき

改める。

第十五條ノ八中「第三十四條第一項第三項乃至第六項」を「第三十四條」に改め、同條の表中

第十條第二項前項各号

農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)第十五條ノ三第一項

第十條第二項前項各号

農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)第十五條ノ二第二項

第三十四條ノ三分の二に達したとき

農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分ごとに委員の数が当該区分の委員の定数の二分の一に達しなかつたとき

改める。

第十五條ノ八中「第三十四條第一項第三項乃至第六項」を「第三十四條」に改め、同條の表中

第十條第二項前項各号

農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)第十五條ノ三第一項

第十條第二項前項各号

農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)第十五條ノ二第二項

第三十四條ノ三分の二に達したとき

農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分ごとに委員の数が当該区分の委員の定数の二分の一に達しなかつたとき

改める。

第一條 公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律(昭和二十五年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第三項中「昭和二十六年三月四日」を「昭和二十七年三月四日」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

農地調整法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

○千賀康治君登壇

○千賀康治君 たいはい上程になりました。内閣提出、農地調整法等の一部を改正する法律案に關しまして、農林委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

この法律案によりまして農地調整法並びに公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律の一部を改正したと云うのであります。が、改正の要点は次の二点にありま

す。すなわち第一点は、現在の農地委員会委員は、市町村、都道府県とも、おおむね、八、九月ごろまでに任期満

了することになっておりますが、四月以降に行われます予定の地方選挙におきまして、これらの農地委員が立候補いたしましたとして、そこに欠員が生じ、委員の数が定数の三分の二に達しなくなります。現行農地調整法によりまして補欠選挙を行う必要が出て参ります。御承知のごとく、政府はたゞいま

農地委員会、農業調整委員会等を統合した農務委員会に関する法案を立案中でございまして、その選挙が進行するに付、御承知のことと相なっております。

ゆえにこの際、農地調整法中のその部分に關しまする條項を改正いたしまして、農地委員会の委員の任期満了前六箇月以内に委員の欠員が生じまして、その数が各階層の定員のそれより二分の一に達しない場合は補欠選挙を行わないというようにいたして、おのづからでございます。

第二点は、このことに関連いたしまして、公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律の第三十一條によつて本年三月四日まで有効とせられております市町村農地委員会委員選挙名簿の有効期間を、さらに一箇年延長いたさうと云うのであります。

この法律案は、二月一日委員会に付

託と相なりましたが、案の内容自体は至つて簡単なものでございします。で、提案理由を聞くにとどめまして、質疑討論も行うことなく、二月十日に採決を行い、全員の賛成を得まして、本法律案はこれを可決すべきものと決定いたしました次第でござい

ます。以上、御報告をいたします。(拍手)

○副議長(若本信行君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

これにて議事日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。午後二時五十三分散会

大蔵政務次官 西川甚五郎君
農林政務次官 島村 軍次君
食糧庁長官 安孫子藤吉君

一、去る六日議院に通知した。その旨参議院に通知した。

一、去る六日衆議院は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

一、去る六日衆議院は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

一、去る六日衆議院は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

一、去る六日衆議院は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

一、去る六日衆議院は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

一、去る六日衆議院は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

一、去る六日衆議院は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

一、去る六日衆議院は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

一、吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、去る六日議長において承認した。神戸、正雄外五名及び去る七日承認した松尾静雄外二名を本日それぞれ政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

一、去る六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

一、去る六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

一、去る六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

一、去る六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

一、去る六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

一、去る六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

一、去る六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

一、去る六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

一、吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、去る六日議長において承認した。神戸、正雄外五名及び去る七日承認した松尾静雄外二名を本日それぞれ政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

一、去る六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

一、去る六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

一、去る六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

一、去る六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

一、去る六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

一、去る六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

一、去る六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

一、去る六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査に關し國際連合に謝意を表明することに関する決議案（若林義孝君外二十七名提出） 一、去る七日衆議院から受領した内閣提出案は次の通りである。 社会教育法の一部を改正する法律案 一、去る七日委員会に付託された議案は次の通りである。 社会教育法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九号）（衆議院送付） 文部委員会 付託 一、去る七日衆議院から回付された本議案は次の通りである。 行政官制法の一部を改正する法律案 一、昨九日内閣から提出した議案は次の通りである。 所得税法の一部を改正する法律案 法人税法の一部を改正する法律案 通行税法の一部を改正する法律案 相続税法の一部を改正する法律案 印紙税法の一部を改正する法律案 骨牌税法の一部を改正する法律案 国民金融公庫法の一部を改正する法律案 開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案 農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案 一、昨九日予備審査のため衆議院から	送付された次の議案を受領した。 公立学校の教育公務員と地方公共団体の職員との兼職についての臨時措置に關する法律案 一、昨九日委員会に付託された議案は次の通りである。 所得税法の一部を改正する法律案 （内閣提出第二五号） 法人税法の一部を改正する法律案 （内閣提出第二六号） 通行税法の一部を改正する法律案 （内閣提出第二七号） 登録税法の一部を改正する法律案 （内閣提出第二八号） 相続税法の一部を改正する法律案 （内閣提出第二九号） 印紙税法の一部を改正する法律案 （内閣提出第三〇号） 骨牌税法の一部を改正する法律案 （内閣提出第三一号） 国民金融公庫法の一部を改正する法律案 （内閣提出第三二号） 開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案（内閣提出第三三号） 以上九件 大蔵委員会 付託 農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第三四号） 一、昨九日予備審査のため衆議院から
一、調査の目的 文部行政の実情を調査し、職業教育、博物館、宗教法人に關する政策を樹立し、宗教情勢並びに治安関係者等の調育方針に關する対策を図るため意見聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて國政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。 昭和二十六年二月八日 文部委員長 長野 長廣 衆議院議長幣原喜重郎殿 一、去る二月三十日内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員小林運美君提出強制疎開復権に關する質問に対する追加答弁書（第九号参照） 〔参照〕 昭和二十六年一月三十日 内閣総理大臣 吉田 茂 衆議院議長幣原喜重郎殿 衆議院議員小林運美君提出強制疎開復権に關する質問に対する追加答弁書別紙の通り送付する。 追て、本答弁書は、昭和二十六年一月十三日内閣答復第四一号をもつて送付した答弁書の追加答弁書であるから、念のため申添える。 〔別紙〕 衆議院議員小林運美君提出強制疎開復権に關する質問に対する追加答弁書	送付された次の議案を受領した。 公立学校の教育公務員と地方公共団体の職員との兼職についての臨時措置に關する法律案（荒木正三郎君外十名提出、衆議院第二号）（予） 文部委員会 付託 一、去る七日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。 未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査に關し國際連合に謝意を表明することに関する決議案 若林義孝君外二十七名 一、文部委員長から提出した次の國政調査承認要求に対し、議長は去る八日これを承認した。 國政調査承認要求書 一、調査する事 一、社会教育に關する件 一、職業教育に關する件 一、宗教団体の活動に關する件 一、文化及び教育映画に關する件 二、調査の目的 文部行政の実情を調査し、職業教育、博物館、宗教法人に關する政策を樹立し、宗教情勢並びに治安関係者等の調育方針に關する対策を図るため意見聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて國政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。 昭和二十六年二月八日 文部委員長 長野 長廣 衆議院議長幣原喜重郎殿 一、去る二月三十日内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員小林運美君提出強制疎開復権に關する質問に対する追加答弁書（第九号参照） 〔参照〕 昭和二十六年一月三十日 内閣総理大臣 吉田 茂 衆議院議長幣原喜重郎殿 衆議院議員小林運美君提出強制疎開復権に關する質問に対する追加答弁書別紙の通り送付する。 追て、本答弁書は、昭和二十六年一月十三日内閣答復第四一号をもつて送付した答弁書の追加答弁書であるから、念のため申添える。 〔別紙〕 衆議院議員小林運美君提出強制疎開復権に關する質問に対する追加答弁書
疎開復権に關する質問に対する追加答弁書 二 一家屋の強制疎開の補償と火災保険に關する補償とは、大略その性質を同じくしているもので、これを合算して、個人の都合には一八五万円をこえる金額は、戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第二十一号）によつて補償を打ち切られたのであるが、かかる非常の措置は、戦後財政の再建に資するため行われたもので、當時の実情としてはやむを得なかつたものと思ふ。 右答弁する。	疎開復権に關する質問に対する追加答弁書 二 一家屋の強制疎開の補償と火災保険に關する補償とは、大略その性質を同じくしているもので、これを合算して、個人の都合には一八五万円をこえる金額は、戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第二十一号）によつて補償を打ち切られたのであるが、かかる非常の措置は、戦後財政の再建に資するため行われたもので、當時の実情としてはやむを得なかつたものと思ふ。 右答弁する。